最終更新日:2015年5月1日

ケネディクス株式会社
代表取締役社長　宮島大祐
問合せ先:取締役　田島　正彦
証券コード:4321
http://www.kenedix.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、投資資金の不動産分野における最適運用と不動産の価値創造を掲げ、市場環境の変化に柔軟に対応し、企業価値を高めていくことが、株主をはじめとする全てのステークホルダーの信頼に応えるものと認識しております。
その実現のため、経営の健全性、透明性、効率性の確保の観点から、当社にとって最適なコーポレート・ガバナンスを構築し、更なる強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	11,670,654	4.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,164,600	3.82
日本証券金融株式会社	7,468,100	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,371,400	2.77
株式会社SBI証券	7,297,800	2.74
三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社	5,191,800	1.95
楽天証券株式会社	4,841,100	1.82
松井証券株式会社	4,341,900	1.63
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) LIMITED PB OMNIBUS CLIENT ACCOUNT	3,523,568	1.32
大和証券株式会社	3,295,300	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 10,164,600株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 7,371,400株

2. キリン・マネジメント・エルエルシーから、平成26年7月2日付で大量保有報告書(変更報告書)の写し の送付を受けておりますが、当社として当事業年度末日時点における当該法人名義の実質所有株式数の確認 ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。
なお、その大量保有報告書(変更報告 書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称　: キリン・マネジメント・エ ルエルシー
住所　:アメリカ合衆国10017、ニューヨーク州ニューヨ ーク市マディソン・アヴェニュー336
保有株券等の数(株)　:10,478,600
株 券 等 保 有 割 合(%) :3.94

3. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成26年12月3日付で三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱 UFJ投信株式会社及び三菱UFJモルガンスタンレー証券株式会社を共同保有者とする大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付を受けておりますが、当社として当事業年度末日時点における当該法人名義の実質所有 株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は株主名簿によっております。
なお、その大量保有報告書(変更報告書)の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称 :三菱UFJ信託銀行株式会社
住所　:東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
保有株券等の数(株)　:4,235,400
株 券 等 保 有 割 合(%) :1.59

氏名又は名称 :三菱UFJ投信株式会社
住所　:東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
保有株券等の数(株)　:4,183,100
株 券 等 保 有 割 合(%) :1.57

氏名又は名称 :三菱UFJモルガンスタンレー 証券株式会社
住所　:東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
保有株券等の数(株)　:4,485,300
株 券 等 保 有 割 合(%) :1.69

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月

業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩澤　修平	学者											
市川　康生	他の会社の出身者					△						
関口　康	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩澤　修平	○	慶応義塾大学経済学部教授	経済学部教授としての豊富な知識と経験に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言を行っていただくことを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。
市川　康生	○	当社の主要取引金融機関である株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に在籍しておりましたが、同行退任後約14年と相当の期間が経過していること、市川氏自身の業務経歴は、当社と同行の取引関係とは全く関係性がないことから、東京証券取引所の独立性基準に抵触するものではないと判断し、当社取締役会の決議に基づき届け出ております。	金融、建設・不動産業界における豊富な実務経験と経営者としての見識に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言をいただくことを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。
関口　康	○	ビジネス・ブレークスルー大学大学院　教授 一般社団法人ディー・アイ・エー・ジャパン代表理事 株式会社ソラスト取締役	グローバル企業での豊富な経営経験と、大学院教授としての専門的な知識に基づき、株主を重視した企業経営のありかたについて、取締役の業務執行を監督する観点での助言、提言をいただくことを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	3	3	2	1	0	0	社外取締役

補足説明

＜報酬諮問委員会＞
設置:2014年2月

設置の背景
　米国での金融規制改革法の成立(Say on Payの導入)、日本での企業内容等の開示に係る内閣府令など、役員報酬の決定方法に対するステークホルダーの関心が高まっていたこと。

設置目的
　取締役報酬決定の仕組み、決定方法を当該委員会にて協議のうえ、取締役会に報告するプロセスを構築することで、経営の透明性を向上させることを目的とする。

概要
・報酬諮問委員会の委員並びに委員長は、取締役会が選定する。
・報酬諮問委員会には必ず、1名以上の社外取締役を含むものとする。
・報酬諮問委員会は、以下の事項について意見を集約し、取締役会に報告する。
　(1)当社の取締役が受ける報酬等の方針
　(2)当社の取締役が受ける個人別の報酬額等の内容
・取締役会は、報酬諮問委員会の意見を受けて、上記事項を決議する。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係＞

　監査上、重要な事項が認められる場合、監査役と会計監査人は、適時、意見調整を行うことを基本としております。
定期的には、四半期毎における会計監査人の監査状況について、相対で意見交換を実施し、監査方法及び結果等の適正性について検討しております。
　なお、子会社につきましても監査役と会計監査人がそれぞれ監査を実施し、必要な事項がある場合には、監査役から会計監査人に意見具申することを基本としています。
　また、内部監査部が、年度の内部監査計画を立案する際に、事前に監査役の意見を求めて作成し、実施状況を随時報告しております。
　内部統制部門との関係においては、内部監査部が内部統制システムの体制整備及び監査の実施方法等を社外監査役を含む監査役会と意見交換の上、実施いたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菅野　慎太郎	公認会計士													
舩橋　晴雄	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菅野　慎太郎	○	公認会計士　菅野慎太郎事務所　代表	公認会計士の立場で財務・会計の領域において企業を監査してきた経験に基づき、当社の業務執行に対してきめ細かい監査を受けることを目的に選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。
舩橋　晴雄	○	シリウス・インスティテュート株式会社　代表取締役	行政機関(旧大蔵省及び国土交通省)における金融及び不動産の両領域にわたる企業指導の経験、主催するシリウス企業倫理研究会の研究実績に基づく専門的な視点により、コーポレート・ガバナンス遵守の観点から当社の監査を行っていただくため、選任しております。 当社の経営者や主要取引先等との特別な利害関係がないことから、経営者の職務遂行の妥当性等を監督するのに適任と思われ、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

平成27年3月25日開催の当社第20回定時株主総会で再任された市川取締役について、新たに独立役員としての届け出を行っております。

市川取締役は、当社の主要取引金融機関である株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に在籍しておりましたが、平成13年3月の同行退任後約14年と相当の期間が経過していることに加え、市川氏自身の業務経歴は同行在籍時から現在に至るまで、当社と同行の取引関係とは全く関係性がないこと、また、当社の社外取締役に就任した平成25年3月と現時点を比較した場合、当社の取引金融機関への借入依存度が大幅に低下していることからも、東京証券取引所の独立性基準に抵触するものではないと判断し、当社取締役会の決議に基づき届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成19年3月27日開催の第12回定時株主総会で、業績連動型報酬制度の導入を決議し実施しております。

平成25年3月27日開催の第18回定時株主総会で、取締役の報酬等の固定枠の額の範囲内で、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権付与を決議しております。

平成27年3月25日開催の第20回定時株主総会で、取締役（社外取締役を除く）株式報酬として、役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社の株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度を決議しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

平成25年4月23日付取締役会で、取締役3名、従業員45名に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権付与を決議しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【役員の報酬等の額の決定に関する方針】

当社が競争力あるアセットマネジメント会社として持続的な成長を続け、株主価値を増大するためには、当社の成長に貢献できる優秀な人材を継続的に確保していくことが極めて重要であると考えます。その観点から、経営陣に関する報酬については、以下の三点に基づいた報酬の方針を持っております。

(1)株主との利益の一致

(2)会社及び個人の業績の反映

(3)ゴーイングコンサーンとしての企業形態の維持発展への貢献

そのような観点から、当社の取締役の報酬につきましては、取締役としての職責を果たすことに対する基本報酬としての固定枠、当社の業績を反映させた変動枠と株式報酬とで構成しております。
取締役の報酬固定枠は年額200百万円以内であり、その内訳は、常勤取締役（5名）の報酬固定枠として金銭報酬と新株予約権による報酬の合計180百万円以内、社外取締役（3名）の報酬固定枠として金銭報酬20百万円以内であります。

取締役（社外取締役を除く）の変動枠は前連結会計年度の連結当期純利益の2%以内の合計額（使用人兼務取締役の使用人分を含めない。）となっております。
また、取締役（社外取締役を除く）株式報酬として、役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社の株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度があり、対象取締役退任時に給付を受けます。
監査役の報酬は基本報酬としての固定枠のみとし、株主総会において承認された報酬限度額（年額50百万円以内）で、監査役の協議により決定しております。

【役員の報酬等】

「役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の数
		（固定枠）		（変動枠）	
		基本報酬	ストックオプション	業績連動部分	
取締役(社外取締役を除く。)	318百万円	178百万円	−百万円	140百万円	5名
監査役(社外監査役を除く。)	16百万円	16百万円			3名
社外役員	31百万円	31百万円			6名

(注) 1. 上記には、平成26年3月26日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名、監査役1名分を含んでおります。
2. 取締役の報酬には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

「役員ごとの連結報酬等の総額等」

氏名（役員区分）	連結報酬等の総額	連結報酬等の種類別の総額（百万円）		
		基本報酬	ストックオプション	業績連動部分
宮島大祐（代表取締役社長）	142百万円	72百万円	−百万円	70百万円

（注）連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して開示しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会事務局（総務・人事部に担当を配置）より、毎回、事前に取締役会の議案資料を送付するほか、随時社外取締役及び社外監査役への情報提供を行い、その他の資料請求等にも対応する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、監査役制度を採用しており、社外監査役2名を含む4名からなる監査役会を原則として毎月１回開催しております。

各監査役は、監査の方針、監査計画、監査業務の分担等に従い、当社取締役会のほか、監査役が重要と認めた会議に出席し、社内の重要課題を把握すると共に、必要に応じて意見を述べております。
取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成し、原則として毎月2回の定期開催に加え、必要に応じて臨時に開催され、法令及び定款に定められた事項、並びに重要な業務に関する事項を決定し、各取締役の業務執行の監督を行っております。
なお、目まぐるしく変化する不動産金融市場に対応するため、執行役員制度を導入し、意思決定・監督と業務執行を分離することで、取締役会の活性化と経営のスピードアップを図っております。報告書提出日現在、執行役員は5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、上述の体制が適切かつ有効に機能し、コーポレート・ガバナンスの構築・強化を図る上で、基本方針と位置付けている経営の健全性、透明性、効率性の確保を担保するものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	例年、株主総会開催日の約3週間前に発送しております。 また、平成26年3月の第19回定時株主総会より、発送の約1週間前に当社ホームページ及び東京証券取引所のWEBサイトにて、開示しております。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日を避け、株主のみなさまが参加しやすい環境整備に努めています。 平成27年3月の第20回定時株主総会は、第一集中日である3月27日、第二集中日である3月26日を回避して3月25日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年3月の株主総会より、電磁的方法による議決権行使を可能にしており、あわせて議決 権行使プラットフォームにも参加いたしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	上記のとおり、平成19年3月の総会より議決権行使プラットフォームに参加しているほか、積極的に国内外の機関投資家に対し、訪問や電話等で、招集通知の議案内容等の説明会を実施しております。
招集通知（要約）の英文での提供	議決権行使プラットフォームへの掲載及び東京証券取引所のWEBページ、当社ホームページにより提供いたしております。
その他	平成21年3月より、株主総会開催後の事業戦略等説明会の開催により、個人を中心とした株主の皆様と、当社経営陣との対話の場を設けさせていただいております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	基本方針 上場会社は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底し、誠実な業務遂行に努めなければならない」という上場規程の趣旨に基づき、ケネディクス株式会社は積極的な適時開示に取り組む。 適時開示制度の特徴 重要な会社情報を上場会社から投資者に提供するためのもので、投資者に対して、報道機関等を通じてあるいはTDnet（適時開示情報伝達システム）により直接に、広く、かつ、タイムリーに伝達する。 また、別途任意開示基準を設け、義務基準に該当しなくとも、任意開示基準に該当するものは、原則として開示を行う。 但し、任意開示基準に該当する場合でも、取引先や営業上の判断を総合的に勘案し、非開示とすることができる。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	株主総会終了後に同じ会場で、事業戦略説明会を開催いたしております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	中間決算、年度決算の発表当日に、定期的に説明会を開催いたしております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家との個別ミーティングを積極的に実施するとともに、ニーズに応じて海外IR等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主要な経営指標や業績ハイライト、受託資産残高（AUM）の推移のほか、決算短信、有価証券報告書、決算説明資料、株主通信等を掲載しております。また、ホームページにおいて、代表取締役社長による音声説明付の決算資料を提供いたしております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRを中心に担当する部署として経営企画部を設置し、担当者を配しております。	
その他	必要に応じ、代表取締役社長を中心に国内外の機関投資家を直接訪問して説明するなど活発にIR活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアル、企業倫理方針において、企業市民として社会の発展に寄与するとともに全てのお客様、取引先と誠実に対応し、投資家の皆様のために行動する事を明記しております。
	平成22年2月より、当社グループ全体でCO2削減問題に取り組むカーボンオフセットタスクフォースを組成し、環境保全活動に取り組んでおります。 平成24年5月22日開催の取締役会で以下のグループ環境方針を制定し、ホームページでも

環境保全活動、CSR活動等の実施	開示しております。 【ケネディクスグループ環境方針】 「投資資金の不動産分野における最適運用と不動産の価値創造を通じて、社会に貢献することを事業の目的としているケネディクスグループでは、不動産に関する環境関連法令・規則を遵守し、省エネルギーや環境負荷の低減を意識した事業運営を行います。また、グループ内での環境教育・啓発活動により、当グループ役職員の環境意識向上に努めるとともに、環境関連情報の開示に努めます。 【LEED認証取得】 ケネディクス株式会社では、KDX日本橋兜町ビルへの本社移転にあたり、建築物の環境性能に対する評価システムである「LEED CI認証（LEED for Commercial Interiors）」を取得しました。 これはJ-REITが単独保有するオフィスビルでは日本初の試みであり、ケネディクス本社のオフィススペースが世界レベルの環境性能を備えていると評価された事例となります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシー及びケネディクス開示方針を策定し、運用しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムの整備】

当社は、会社法および会社法施行規則にもとづき、以下のとおり内部統制システム構築の基本方針（当社の業務並びに当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制）を整備する。（最終改訂：平成27年5月1日）

（1）取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

（イ）コンプライアンスを経営の基本と位置づけ、コンプライアンス・マニュアル、企業倫理方針をはじめとする関連規程を整備し、役職員が法令、定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

（ロ）その徹底を図るため、コンプライアンス担当取締役およびコンプライアンス・オフィサーのもと、コンプライアンス部及び部門長は各部門においてコンプライアンス研修を随時実施する。

（ハ）内部監査部門は、コンプライアンス・オフィサーと連携の上、コンプライアンスに関する内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役会に報告する。

（ニ）法令上疑義のある行為等について役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・オフィサーが運営する内部通報制度を設置する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第1号）

（イ）書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、適切に保存しかつ管理する。

（ロ）取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第2号）

（イ） リスク管理基本規程を定め、当社におけるリスク管理に関する主幹部門を業務統括部とし、リスクの顕在化防止、危機への対応、および損失の最小化を図る。また、各部門の部門長を管掌部門のリスク管理責任者とし、担当業務に係る適切なリスク管理を行ない、危機発生の回避および危機管理に努める。

（ロ） 事故、災害、情報セキュリティに係るリスクについては、総務・人事部を主幹部門とし、研修の実施等を通じて事業の継続を確保するための体制を整備する。

（ハ） 内部監査部門は、業務統括部におけるリスクのモニタリング体制を随時監査する。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第3号）

（イ） 取締役会は、経営計画を定め、これを毎年見直して事業部門毎の業績目標と予算を策定する。また月次業績の取締役会報告を受け、予算進捗の検証により、効率的な経営管理を行なう。

（ロ） 組織規程に基づき、適正かつ効率的な業務の執行体制を整備する。また、執行役員制度を引続き堅持し、経営の意思決定の迅速化を図りながら業務執行機能の強化を行う。

（5）当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当社は、当社及び子会社の事業内容や規模、当社グループ全体に占める重要性を考慮しつつ、子会社の特性に応じた適切な管理を実施することにより、当社グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を構築する。

（イ）金融商品取引法その他関係法令への適合を目的とし、内部統制に係る仕組みの構築を行い、法令および定款等違反を未然に防止する。

（ロ）当社およびグループ各社における内部統制の整備に対する責任を明確にするため、当社のコンプライアンス担当取締役をグループ・コンプライアンス・オフィサーに任命する。

（ハ）当社の内部監査部門は、当社およびグループ各社の内部監査を実施し、その結果を各社の責任者および内部統制担当部署に報告する。グループ各社の内部統制担当部署は、上記報告に基づき必要に応じて、内部統制の改善策の指導、助言を行う。

（ニ）子会社には原則として取締役もしくは監査役またはその両者を派遣するとともに、関係会社管理規程において子会社の所管管理部署を定め、意思疎通の緊密化を図り、当社の意思を経営に反映する。また、子会社の取締役等の職務の執行を含む経営内容及びコンプライアンス遵守状況の把握に努め、必要に応じて関係資料等の提出を求める。

（ホ）当社は、子会社のうち、損失の危険を含む財務状況その他の動向を注意する必要があるものについては、所管管理部署を変更して当社のリスク管理を統括する業務統括部を所管管理部署とし、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

（ヘ）当社は、子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の事業内容や規模等に応じて、取締役会の設置または非設置会社の選択や役付役員の選任を推奨し、必要に応じて経営指標の導入を行うなど、子会社の指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する対応を所管管理部署が管理する。

（ト）当社は子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させ、当社の内部監査部門が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役の職務執行を監査する体制を構築させる

（チ）当社は、当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、ITを適切かつ有効に利用する。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人　に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第1号ないし第3号）

（イ） 監査役は、内部監査部門所属の職員に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。

（ロ） 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員（以下、「監査役補助者」という。）は、その命令に関して取締役の指揮命令は受けないものとする。

（ハ） 監査役補助者の人事考課および異動については、人事担当取締役が常勤監査役に報告し、了承を得るものとする。

（ニ） 当社は、監査役補助者に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および従業員に周知徹底する。

（7）取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、子会社の役員および使用人等から報告を受けた者が当社の監査役に報告をする

ための体制、及び監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他監査が実効的に行われることを確保するための体制
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第4号および第5号、第7号）

（イ）取締役および使用人は、監査役に対し毎月の経営状況に加え、当社およびグループ各社の業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施結果、内部通報制度による通報状況等をすみやかに報告する。

（ロ）取締役および使用人は、監査役が当社およびグループ各社の業況につき報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

（ハ）常勤監査役ないし監査役会は代表取締役社長との間で、業務執行状況等の確認のため、定期的に意見交換を行うことができるものとする。

（ニ）子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の子会社を管理する部門へ報告を行うか、または当社内部監査部、当社監査役に対して速やかに報告を行う。なお、当社の内部通報制度は子会社の役員および従業員を対象とするものとし、内部通報制度による調査結果は当社の取締役会及び監査役会に報告するものとする。

（ホ）当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底する。

（8）監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
（会社法362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第3項第6号）

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。また、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予算によって制限しないものとする。

（9）反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（イ）当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力との関係を遮断し、それら勢力には全役職員が一丸となり組織的に対応する。

（ロ）当社グループにおける反社会的勢力排除に係る主幹部門を当社コンプライアンス部とし、当社におけるマニュアルの整備、社内研修等の実施、子会社に対する情報提供及び対応方針策定補助等の実施により、反社会的勢力との関係を未然に防止する。

（ハ）反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、不当要求防止責任者を中心に、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度でこれを排除する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況の（8）「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」を参照。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

該当ありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【リスク管理体制の整備の状況】

(1) コンプライアンス部の設置

当社では、法令等遵守体制の実現を目的に、社長直属のコンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス部を設置し、法令遵守を徹底しております。

当社におけるコンプライアンス部の担当人員数は4名で、規程に基づきコンプライアンス体制の整備及び運用を行うと共に、コンプライアンスに関する社内教育・啓蒙活動を目的として随時研修を実施しております。

(2) 業務統括部の設置

当社グループのリスク管理活動の推進を目的に、業務統括部を設置しております。

業務統括部の担当人員数は4名で、ビジネスリスクの調査及び分析、財務リスクのモニタリング等の実施を通じて、各事業に関わるリスク低減のための対応策について検討し、損失発生等のリスクをコントロールする体制をとっております。

【内部監査及び監査役監査、会計監査の状況】

＜内部監査＞
当社グループの経営を合理的かつ適正に運営することを目的として、取締役社長直轄とする内部監査部を設置し、会社の財産、業務運営・コンプライアンス・リスク管理等の社内制度及び業務遂行の状況を検討・評価し、その改善の為の助言・勧告または支援を行う等、規程に基づき内部監査を実施しております。

当社における内部監査業務の担当人員数は5名、担当部署は内部監査部であり、監査責任者は必要により他の部の者を監査担当者として指名し、監査を実行することができ、監査対象範囲は当社の各部署の他、当社の子会社及び関連会社が含まれます。

＜監査役監査＞
監査役監査は、社外監査役2名を含む4名で実施しており、当社取締役会のほか、監査役が重要と認めた会議に出席し、公正な立場から客観的に経営の監視を行っております。

また、各監査役は内部監査の担当部署である内部監査部から定期的に報告を受けると共に、意見交換を実施することとしており、効率的・効果的な監査業務を図っております。

加えて、監査役及び内部監査部は、会計監査人と定期的な意見交換を行っており、緊密な連携をとりながら、適正な監査を実施しております。
なお、監査役菅野慎太郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計について相当程度の知見を有しております。

＜会計監査＞
当社においては、会社法に基づく会計監査人を選任して会計監査を受けており、また必要に応じて顧問弁護士及び顧問税理士等の専門家の意見を聴取しながら、経営及び業務執行に関して、法令遵守はもとより、その適正性及び公正性について助言を受けております。

なお、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約は東陽監査法人と締結しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び継続監査年数、監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定社員 業務執行社員 ： 山田嗣也、太田裕士（ともに6年）、松本直也（1年）
※（ ）内は継続監査年数

会計監査業務に係る補助者の構成：公認会計士 4名 その他 1名

【内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びに内部統制部門との関係】

監査上、重要な事項が認められる場合、監査役と会計監査人は、適時、意見調整を行うことを基本としております。

定期的には、四半期毎における会計監査人の監査状況について、相対で意見交換を実施し、監査方法及び結果等の適正性について検討しております。

なお、子会社につきましても監査役と会計監査人がそれぞれ監査を実施し、必要な事項がある場合には、監査役から会計監査人に意見具申することを基本としています。

また、内部監査部が、年度の内部監査計画を立案する際に、事前に監査役の意見を求めて作成し、実施状況を随時報告しております。

内部統制部門との関係においては、内部監査部が内部統制システムの体制整備及び監査の実施方法等を社外監査役を含む監査役会と意見交換の上、実施いたしております。

【適時開示体制の概要】

(1)適時開示に対する基本方針
当社は、コーポレートガバナンス及び社会的責任の観点から、情報開示は重要な経営課題の一つであり、情報開示規則を遵守することは上場会社としての責務であると認識しております。当社では、株主・投資家・アナリストを始めとするステークホルダーに対して当社グループの業績やその将来性に関する正確な情報等、投資判断材料を適時適切、公平に提供することにより、証券市場における信頼関係の構築に努めております。

(2)適時開示担当部門及び情報取扱責任者
投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等を管理し、適時適切に開示するための業務については、経営企画部が担当しております。経営企画部では、各部および各部関係会社からの情報窓口となり、情報取扱責任者を補佐し、開示資料の作成および開示作業を行っております。

当社では、情報取扱責任者に取締役を任命しております。

（3）開示事項の連絡体制

A. 発生事実

＜情報開示担当部門への報告＞
当社および関係会社において開示が必要な会社情報に該当または該当する可能性がある場合には、各部及び各関係会社から適時開示担当部門である経営企画部（原則、経営企画部長）に、その情報の報告を求めております。

＜情報取扱責任者への報告と検討＞
経営企画部は、各部門および各関係会社から報告された情報を、情報取扱責任者へ報告し、開示が必要会社情報に該当するかどうかの検討を行います。

＜代表取締役への報告＞
開示が必要な会社情報であると判断した場合、情報取扱責任者は、代表取締役に対して発生事項の内容および適時開示を行う旨の報告を行います。

＜開示資料の作成と提出＞
適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、経営企画部において開示資料案を作成します。開示資料案は、情報取扱責任者および代表取締役の確認を経て開示資料が確定いたします。開示資料の確定後、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しています。

また、開示内容については当社ウェブサイト上にも掲載し、情報を広範に伝達することにも努めております。

なお、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合においても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に当該情報が一般投資家に伝達されるよう留意しております。

B. 決定事実・決算情報・人事情報

＜情報開示担当部門への報告＞
適時開示規則上、開示が必要な会社情報に該当または該当する可能性のある事項が取締役会またはエクイティ委員会において決議される場合には、取締役会またはエクイティ委員会の運営に関する事務を担当する総務・人事部またはエクイティ運用部は、経営企画部（原則、経営企画部長）に対して、その情報の報告を行っております。

また、経営企画部は、総務・人事部またはエクイティ運用部からの報告に対して、必要があればさらに詳細な報告を求めます。

＜情報取扱責任者への報告と検討＞
経営企画部は、総務・人事部またはエクイティ運用部から報告された情報を情報取扱責任者に報告し、開示が必要な会社情報に該当するかどうかの検討を行います。

＜開示資料の作成と提出＞
開示が必要な会社情報に該当すると判断した場合、経営企画部において開示資料案を作成します。開示資料案は、関係部署へフィードバックし記載内容等の確認をします。その後、情報取扱責任者および代表取締役の確認を経て開示資料が確定いたします。開示資料の確定後、東京証券取引所が提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)にて公開しています。

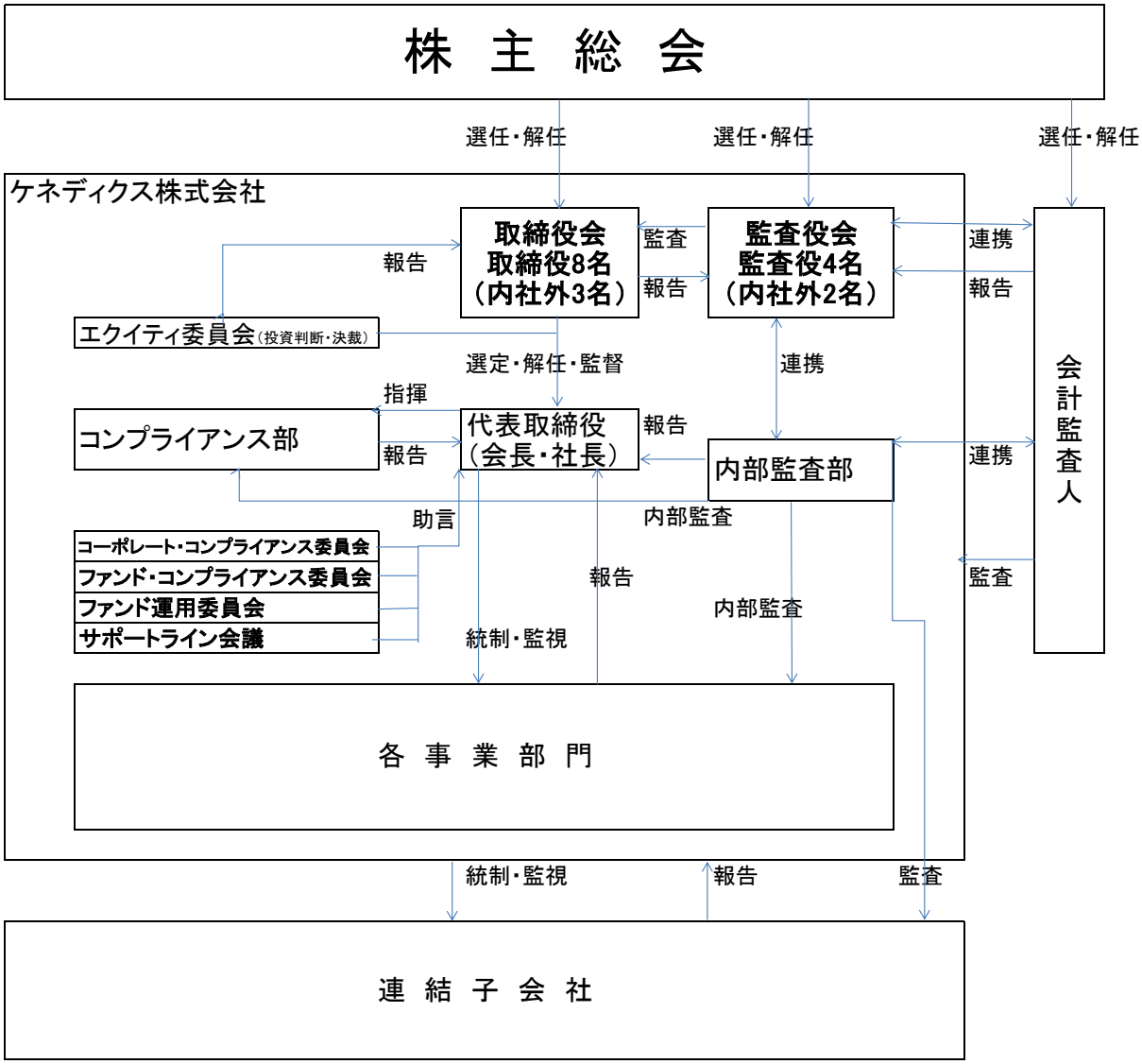
また、開示内容については、当社ウェブサイト上にも掲載し、情報を広範に伝達することにも努めております。なお、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合においても、適時開示の趣旨を踏まえて、適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に当該情報が一般の投資家に伝達されるよう留意しております。

C. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社では、代表取締役の直轄として、法令遵守体制を統括するコンプライアンス・オフィサーを選任しております。

コンプライアンス・オフィサーは、情報開示の健全性・適正性を確保するため、法令遵守の観点から必要な対応策や管理方針等の検討・評価を行っております。

また、当社事業に関連する法令等の改正や当社の業容拡大に伴い、内部監査を行う内部監査部を設置しており、適時開示が公正かつ適切に行われているかを検証するために、当社における情報開示プロセスに係る内部統制について定期的に内部監査を実施することとしております。こうした内部統制の強化を図ることで、当社が行う情報開示をより一層充実させていく方針です。


株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
ケネディクス株式会社
取締役会
取締役8名
（内社外3名）
監査
報告
監査役会
監査役4名
（内社外2名）
連携
報告
会計監査人
エクイティ委員会（投資判断・決裁）
選定・解任・監督
連携
指揮
コンプライアンス部
報告
代表取締役
（会長・社長）
報告
内部監査部
連携
助言
内部監査
コーポレート・コンプライアンス委員会
ファンド・コンプライアンス委員会
ファンド運用委員会
サポートライン会議
報告
監査
内部監査
統制・監視
各 事 業 部 門
統制・監視
報告
監査
連 結 子 会 社